

府中市

若年性認知症ガイド

～若年性認知症を知っていますか?～



- 1** 若年性認知症とは2ページ
- 2** 若年性認知症の原因となる疾病と症状2ページ
- 3** 高齢者の認知症とはどう違うの?3ページ
- 4** 認知症の疑われる症状とは4ページ
- 5** 若年性認知症と診断されて5ページ
- 6** あなたや家族を支える仕組みや関係機関7ページ
- 7** 利用できる制度やサービスの相談窓口9ページ
- 8** 行ってみませんか?13ページ
- 9** 府中市地域包括支援センター15ページ



① ほっとするね 緑の府中

府中市

はじめに

「認知症」というと高齢者の病気と思われがちですが
65歳未満でもかかることがあります。

働き盛りで、まだこれから子どもの教育費も生活費も必要です。
そのような中、「認知症」と診断されたらどうでしょうか。
治療が始まって、不安や焦りは消えるどころか
ますます大きくなっていくでしょう。

どうしていいのかわからない
どこに、だれに相談したらいいのかわからない
不安を抱えたまま日々を過ごすご本人や家族の方へ
相談窓口や利用できる経済支援、家族会等に関する冊子を
作成いたしました。

この冊子が、若年性認知症の方の支援の一助となり、ひいては、
若年性認知症の方やその家族が、住み慣れた府中で安心して
暮らし続けることができるまちづくりに寄与するものとなれば
幸いです。



1 若年性認知症とは

認知症は、脳の病気が原因で起こります。認知症は高齢者に多い病気ですが、40～50歳代で働き盛りの現役世代の方も発症する病気です。65歳未満の方が発症する認知症を「若年性認知症」と言います。若年性認知症の方やその配偶者は現役世代であり、認知症のために仕事に支障が出たり、仕事を辞めざるをえなくなり、経済的に困難な状況になることもあります。本人だけではなく家族の生活にも大きな影響をもたらします。また、本人や配偶者の親の介護と重なることもあり、その場合、さらに負担が大きくなってしまいます。

2 若年性認知症の原因となる疾病と症状

脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血などの脳の血管障害により引き起こされ、若年性認知症の原因疾患の中では最も多くを占めます。認知機能の障害に加えて、血管障害が起こった脳の部位によってさまざまな体の症状が伴うことがあります。血管障害の予防が大切なので、糖尿病、高血圧症、高脂血症にかかっている場合はきちんと治療しましょう。

アルツハイマー型認知症

余分なたんぱく質が脳に溜まることによって神経細胞が壊れてしまうことが原因といわれていますが、すべては解明されていません。
記憶の障害や見当識（日にちや場所の感覚）の障害が起こりますが、もの忘れよりも先に意欲の低下や抑うつが見られることもあります。

前頭側頭型認知症（ピック病を含む）

もの忘れよりも性格の変化や社会的行動の障害（抑制がきかず、礼儀に欠ける行動をとったり、万引きをしたりする）が目立つことが多く、同じ行動を繰り返す（毎日同じ時間に同じ道を散歩する、同じものばかり食べる）症状もみられます。認知症のタイプによっては、言葉の意味が分からなくなったり、文字を読み違える症状がみられるものもあります。他の認知症に比べて、病気であるという自覚がないのも特徴の一つです。

レビー小体型認知症

初期には、もの忘れや判断能力の低下といった認知機能障害は目立ちませんが、実際にはないものが見えたり、パーキンソン症状や、睡眠時に大声を出したり、手足を激しく動かす等の睡眠障害などの特徴がみられます。パーキンソン病と認知症が合わさったような症状が多くみられます。

※その他にも様々な原因で起こります。

3 高齢者の認知症とはどう違うの？

発症年齢が若い

発症年齢は平均で51歳くらいです。



男性に多い

女性が多い高齢者の認知症と違い、男性が女性より少し多いです。



異常に気づいても受診が遅れる

初期症状が認知症特有のものではないため、診断が遅れたり、うつ病や更年期障害など他の病気として治療されたりして、認知症の診断や治療が遅れてしまう場合があります。



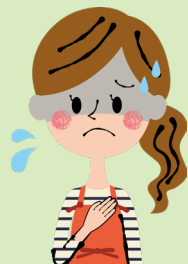
経済的な問題が大きい

働き盛りで一家の生計を支えている人が多く、休職や退職によって経済的に困窮する可能性があります。



主介護者が配偶者に集中する

若年性認知症の世代では、子どもはまだ若く、介護者は配偶者に集中しがちです。



高齢の親が介護者となる

若年性認知症となった場合、高齢の親が主介護者になることもあります。



家庭内での課題が多い

夫婦間の問題、子どもの養育、教育、結婚など、親が最も必要とされる時期に、認知症になり、あるいは介護者になることは、家庭内に多くの問題を引き起こす場合があります。



時に複数介護となる

若年性認知症の人やその配偶者の親は、要介護状態になるリスクが高い世代であり、複数介護になることもあります。



4 認知症の疑われる症状とは

誰にでも1つや2つはあてはまることがあるかと思いますが、「頻繁にある」と感じるがあれば、相談機関への相談や専門医の受診が必要かもしれません。



職場では

- ☐ 今日の日付がわからないことが多くなった
- ☐ 仕事がかどらなくなった
- ☐ 単純なミス（書き間違い・計算間違い等）が多くなった
- ☐ 同じ間違いを繰り返すことが多くなった
- ☐ 予定の日にかや時間を忘れることが多くなった
- ☐ 今までできていた電話の取次ぎがスムーズにできなくなった
- ☐ 部下・同僚に対し、怒りっぽくなった
- ☐ 自分のミスに対し、言い訳が多くなった
- ☐ 会議で話しあっている内容が理解できなくなった
- ☐ 慣れた場所でも道に迷うようになった



家庭では

- ☐ 約束の時間に遅れることが多くなった
- ☐ おしゃれだったのに服装にかまわなくなった
- ☐ 趣味や好きなことに興味を示さなくなった
- ☐ もの忘れに対し、言い訳をすることが多くなった
- ☐ 料理や掃除の手順がわからなくなり、時間がかかるようになった
- ☐ 料理の種類が減り、同じ料理を繰り返し作るようになった
- ☐ 探し物をしていることが多くなった
- ☐ 同じものを繰り返し購入するようになった
- ☐ お札ばかりで買い物をするようになった
- ☐ 誰から何の要件で電話があったかなどを忘れてしまう



5 若年性認知症と診断されて・・・

Aさんの場合

Aさん男性。

今まではグラフィックデザイナーとイラストレーターとしてフリーで働いてきた。子どもはいない。

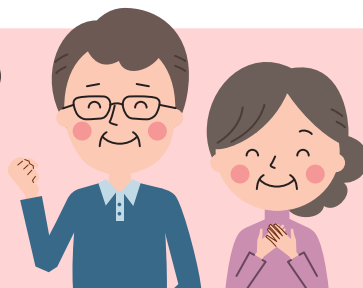
62歳で若年性認知症と診断され、仕事を続けることができなくなり、妻が生計を支える状況となった。度重なる心労の為、妻はうつ病を発症して心療内科につながった。介護者の会に出会い、通うにつれて心の安定を得た。

介護者が行ったこと

- ・自立支援医療の申請をした。
- ・車の運転をやめさせた。
- ・収入の確保（夫が仕事ができなくなったため、妻がその分働いて補った）
- ・かかりつけ医を探した（長く付き合える医師が分からなかった）
- ・患者家族会に参加した（府中市若年認知症介護者の会）
- ・Aさんが大好きな卓球の集まりに参加できるように送迎をしている。
- ・要介護認定を受けた。
- ・障害者手帳の申請をした。



若年性認知症を発症すると、働き盛りの世代であるため、経済的に困窮します。また、全てを介護者が担わなくてはならなくなり、介護者がうつ病を発症することは少なくありません。



その人が楽しいと思えることや、やりたいと思っていることを少しでも長く続けられることが最も大切です。周囲の人のちょっとした助けで、それが実現できるといいですね。

その後

発症後4年経った現在のAさんは、洋服の着脱や歯磨きなど、日常生活の中で介助が必要なことが増えてきた。一時は引きこもりがちになっていたが、今は作業所に通っている。働いた報酬がもらえ、楽しく過ごせる場所が出来たことでAさん自身の生活も変わってきた。症状は進行しているが、現在も介護者の会や医師や関係機関に支えられながら府中で生活を続けている。

編集者から

介護者の会で出会った方の話です。ご主人の症状は少しずつ進行し、地域で生活を送る上で様々な困難にぶつかります。スーパーのセルフレジなどは支払いができるけれども、お釣りをもらい忘れたり、財布を忘れて交番に取りに行っても自分の住所が書けない為に妻を呼ばなければならないこともありました。皆が送れるなんでもない日常の生活が、本人にとっては一つ一つがつまづく出来事で、落ち込むことも多いのです。家族の支援やサービスも必要ではありますが、本人が暮らしている地域の人のさりげないやさしさで、本人や家族はどれだけ気持ちが楽になり、生活が送りやすくなるでしょう。

Bさんの場合

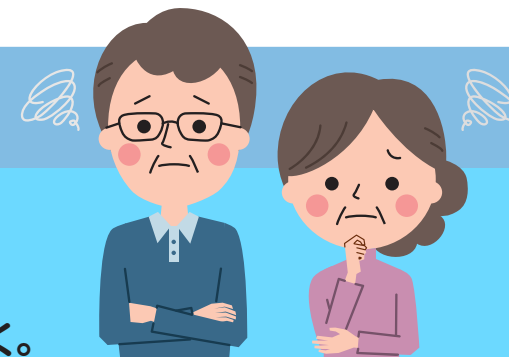
Bさん男性。

会社員として勤務。妻と子どもが4人。

Bさんが59歳の時に妻がBさんのものの忘れに気づく。

病院受診を嫌がるため、妻が「自分がおかしいから一緒について来て」と言って二人で検査を受けたが、年相応ということで問題はなかった。

しかし、仕事ではミスが続いて解雇される。その後、別の病院で検査を受けて、アルツハイマー病と告知があった。



若年性認知症は診断が難しいと言われています。仕事上の問題が起きて解雇されてから病院受診される方もいます。

7年後、Bさんの膀胱癌が分かり、妻は手術をするかどうかを決断する状況となった。言葉もはっきり話せないBさんに、伝えても分からないと思っていたが、家族会の友人に相談をしたところ、「認知症だからって、分かっていないわけではないから、本人に直接聞いてみたら」とアドバイスを受けた。

癌のことや手術のことをBさんに伝えると、普段は言葉にならない言葉を話していたBさんが、突然「僕は手術をして欲しい。生きたい。」と言葉を発した。妻は、とても驚き、本人の意向を尊重し、無事に手術を終えることができた。

現在Bさんは要介護5。妻は「実際に介護を経験してみて、本に書かれているようにはなかなかいかない現実を実感。介護の場で、怒っては駄目と頭では分かっているそれでも怒ってしまう。その繰り返しを経験しているからこそ、本人を褒めておだてて気持ち良くさせると介護も楽になることが、何年も介護してきた実体験として分かった」と笑顔で話される。



認知症が進んだとしても、何もかも分からないわけではありません。本人の思いや意向を大事にされていると思います。

介護経験者に話を聞いてもらうだけでも気持ちが軽くなります。府中には介護者の会や認知症カフェがあるので、そんな場に参加してみてもいいかもしれません。

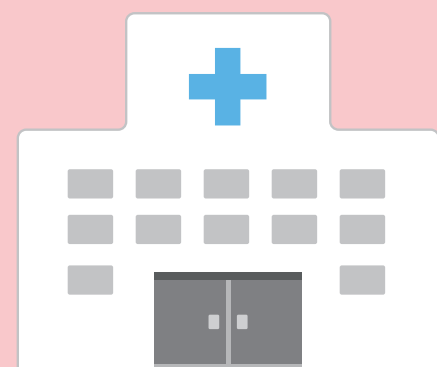


編集者から

介護者の会で出会った方の話です。ご主人の認知症は進み、様々な行動上の問題や排泄の問題などもあり、自宅で介護をするのは容易ではありません。この方から学んだことは、認知症のご主人への接し方です。怒ってしまうこともあるけれども、女優のように演技続けることの大切さ。そして、認知症が進んだとしても、分からないからといって聞かないのではなく、本人に話して本人の思いを聞いてみることの大切さに改めて気づかされました。

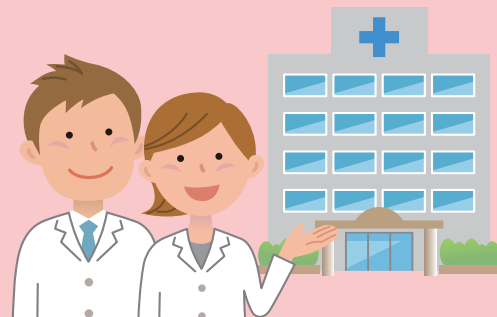
6 あなたや家族を支える仕組みや関係機関

どこに受診をしたらいいの？



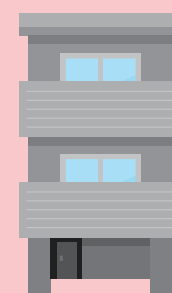
認知症疾患医療センター (P9)

紹介・連携



- ・かかりつけ医
- ・かかりつけ歯科医
- ・認知症サポート医
- ・かかりつけ薬局

連携



多摩若年性認知症総合支援センター (P9)

連携

連携



府中市地域包括支援センター (P15)

府中市社会福祉協議会 (P9)

受診先のことや、今後の生活や介護、この先のことなど、どこに相談したらいいのかな？

診断をされたけど、
どのような制度が利用できるの？

- ・自立支援医療（精神通院医療） (P9)
- ・精神障害者保健福祉手帳 (P9)
- ・手帳申請のための診断料の助成 (P9)
- ・障害年金 (P10)
- ・障害のある方への減免、割引サービス (P10)
- ・特別障害者手当（国） (P10)
- ・難病医療費助成制度 (P10)

いつもの自分と違う

どうも調子が悪い・・・



家族として、同じような経験を
している人と話したい

- ・府中市若年認知症
介護者の会 (P12)



自分も家族も気軽に参加できる
場所はあるかな？

- ・認知症カフェ
(P12)



できれば、今の職場で働き続けたい

- ・配置転換の相談をして働き続ける (P10)
 - ・精神障害者保健福祉手帳を申請して、
障害枠での雇用転換を相談する (P10)
- ➡ 会社の人事担当に相談するか、
多摩若年性認知症
総合支援センターに
ご相談を。



会社を休職したり、退職したら、
どのような支援が受けられるの？

- ・傷病手当金 (P11)
- ・退職後の健康保険 (P11)
- ・雇用保険（失業給付） (P11)



仕事は辞めたけど、まだ働きたい！
人の役に立てるようなことをしたい

- ・ハローワーク府中 (P11)
- ・福祉総合相談 (P11)

障害者枠雇用

- ・障害者就労支援センター (P11)
- ・障害者福祉サービス
就労継続支援 A・B 型 (P11)
- ・ボランティアや地域活動



家のローンはどうしよう？
家族の生活は？子どもの教育費は？

- ・住宅ローン・生命保険に関する手続き (P12)
- ・生活福祉資金貸付制度 (P12)
- ・子どもの学習支援事業 (P12)
- ・就学援助費 (P12)
- ・奨学金 (P12)
- ・受験生チャレンジ支援
貸付事業 (P12)
- ・子どもの就学資金 (P12)



7 利用できる制度やサービスの相談窓口

若年性認知症に関する相談先は？（病院のことや、今後の生活のことなど）



多摩若年性認知症 総合支援センター	東京都多摩地域に設置した若年性認知症の多岐にわたる相談のワンストップ窓口です。社会保障・医療・サービス受給・就労支援に関わる事などをコーディネートして支援します。様々な関係機関と連携して相談に対応するため、まずはセンターへご相談ください。 所在地：日野市多摩平 2-2-4 ニコール豊田ビル 4階 電話相談：042-843-2198（平日 9時から 17時まで）	
府中市社会福祉協議会	若年認知症介護者の会を含め、市内の介護者の会を支援しています。若年性認知症に関する不安なことや心配なことなどご相談ください。	府中市社会福祉協議会 権利擁護係 042-336-7055
地域包括支援センター	認知症の方や家族を支援するため、府中市が設置している総合相談窓口です。	P15へ
通院先の医療相談室 など	通院先の医療機関に医療相談室などがあれば、ソーシャルワーカーにご相談ください。	

どこに受診をしたらいいの？



根岸病院 認知症疾患医療センター	府中市の認知症疾患医療センターです。認知症に関する診断や相談ができます。 電話相談：042-572-4171（平日 9時から 17時まで）	
杏林大学医学部附属病院 認知症疾患医療センター	北多摩南部地域（府中市、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、小金井市）の認知症疾患医療センターです。かかりつけ医からの紹介状が必要です。 電話相談：0422-44-0634（平日 9時から 16時まで）	

診断をされたけれど、どのような制度が利用できるの？



自立支援医療 （精神通院医療）	認知症で指定医療機関に通院治療している場合、その医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担額が1割となります。なお、市民税所得割額や疾病等に応じた自己負担上限額及び受給制限があります。また、市民税非課税世帯は自己負担上限額の助成が受けられます。	障害者福祉課援護係 042-335-4162
精神障害者保健福祉手帳	精神に障害のある方が様々な支援を受けるために必要な手帳で、1～3級の方に交付します。認知症で医療機関にはじめてかかった日（初診日）から、6か月経過した時点での診断書を作成し、その障害の程度で決められます。	障害者福祉課援護係 042-335-4162
手帳申請のための診断料 の助成	精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳を受けるために、必要な診断料（文書料）を5000円を限度に助成します。	障害者福祉課援護係 042-335-4162

身体障害者手帳

身体に障害のある方が様々な援護を受けるために必要な手帳で、指定医の診断に基づき交付します。脳血管障害により「肢体不自由」「視覚障害」「言語障害」など身体症状があり、生活に支障をきたす場合に申請できます。障害が固定、あるいは6か月以上続いている場合に申請できます。

障害者福祉課援護係
042-335-4162

障害年金

病気やけがが原因で障害の状態となったときに受給できる公的年金制度で、障害基礎年金や障害厚生年金などがあります。制度ごとに受給に必要な条件があり、この条件を満たした場合に受給できます。
まずは初診日などを整理して、年金相談窓口にご相談ください。なお、相談窓口は初診日に加入していた年金制度により異なりますので、次のとおり該当する相談窓口にお尋ねください。

初診日に加入していた年金制度	請求する年金	相談窓口
国民年金	障害基礎年金	保険年金課年金係 042-335-4066 府中年金事務所 042-361-1011
厚生年金（会社員など）	障害厚生年金	府中年金事務所 042-361-1011
共済組合等（公務員など）	障害厚生年金	各共済組合等

障害のある方への
減免・
割引サービス

下水道料金の減免。身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる市民税非課税世帯に下水道料金の基本料金分を減免します。

下水道課業務係
042-335-4381

※いずれも、障害の種類や程度によって対象者が異なります。NHK受信料の免除、都営交通の無料バス、民営バスの割引、タクシー運賃の割引等

障害者福祉課生活係
042-335-4545

特別障害者手当（国）

身体や精神に最重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある20歳以上の方。判定基準が手帳の基準と異なり、所定の診断書が必要となりますので、一度ご相談ください。

障害者福祉課援護係
042-335-4162

難病医療費助成制度

国が指定する難病（前頭側頭葉変性症など）の方に対して、該当する疾患に関わる医療費の一部を助成する制度です。ただし、課税状況に応じた自己負担上限額があります。

障害者福祉課援護係
042-335-4162

できれば、今の職場で働きたい



配置転換の相談

いったん退職してしまうと再就職が難しいことが多いため、上司・人事担当者・産業医と話し合い、配置転換が可能なのかを相談してみましょう。

企業の障害者雇用

精神障害者保健福祉手帳を申請して、障害枠での雇用転換が可能かどうかを上司や人事担当者と相談しましょう。

会社を休職したり、退職したら、どのような支援が受けられるの？



休職したら 傷病手当金	全国健康保険協会または健康保険組合に加入しているご本人が、病気や業務外のけが等で仕事を休み、給料を受けられない時に、その間の生活の保障を行うことを目的として設けられている制度。病気やけがで連続して休んだ場合、4日目から支給されます。	加入している保険者（全国健康保険協会や健康保険組合等）
退職したら 退職後の健康保険	退職後の健康保険の加入については、以下の3つの選択肢があります。 ① 現在の保険を一定の条件で任意継続する。 任意継続被保険者といい、保険料は全額自己負担（上限あり）となり、原則最長2年まで。退職して20日以内に手続きする必要があります。 ② 国民健康保険に切り替える 保険料は、加入する方の前年の所得や家族の人数によって異なります。 ③ 家族の健康保険に加入し、被扶養者になる	①詳細は、加入している健康保険組合にお尋ねください ②保険年金課保険税係 042-335-4055 ③家族の健康保険組合にお尋ねください
退職したら 雇用保険（失業給付）	会社を退職したあと、失業給付を受けるには、ハローワークに「求職の申込み」を行い、求職活動をして「失業の認定」を受ける必要があります。病気などで求職活動がすぐにできない場合は、ハローワークに届けることにより、受給期間を延長することができます。	ハローワーク府中 042-336-8609

仕事は辞めたけど、まだ働きたい！人の役に立てるようなことをしたい



府中公共職業安定所 （ハローワーク府中）	求人・求職の申込みをコンピューターで受け、広域的な職業あっせんや雇用情報提供、また、雇用保険の失業給付業務などを行っています。	ハローワーク府中 042-336-8609
福祉総合相談 （市役所）	福祉や生活に関する総合相談窓口です。お金や仕事、暮らしについて相談支援を行っています。	福祉総合相談 042-335-4191
障害者就労 支援センター	障害のある方で、働いている方・働きたいと思っている方の支援を行っています。初めての方は、支援内容を決めるための相談が必要です（要予約）。	障害者就労支援センター 042-360-1312
障害者福祉サービス 就労継続支援A・B型等	障害のある方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者総合支援法による様々なサービスがあります。身体障害者手帳、精神障害者精神保健福祉手帳をお持ちの方はご相談ください。	障害者福祉課 サービス支援担当 042-335-4962 （身体・知的） 042-335-4022 （精神・発達）

家のローンはどうしよう？家族の生活は？子どもの教育費は？



住宅ローン・生命保険 に関する手続き	住宅等のローンや生命保険の契約内容によっては、認知症によってローンの免除や高度障害保険金を受けることができる場合もあるため、契約内容を確認しましょう。	各金融機関、各保険会社
生活福祉資金 貸付制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して貸付と相談支援を行うことにより生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。なお、対象の要件がありますので担当の係までお問い合わせください。	府中市社会福祉協議会 生活福祉資金担当 042-360-9996
生活保護	国が定める基準（最低生活費）を、世帯の収入及び資産が下回る場合に、その不足分を補うことで、憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分の力やほかの方法で生活できるように支援します。	生活福祉課 生活保護相談担当 042-335-4038
子どもの学習支援事業	経済的理由により、学習の機会に恵まれない中学生を対象に、市内5か所の会場で学習支援（学習室）を実施しています。対象は生活保護世帯と就学援助認定を受けた中学生となります。	生活福祉課 子どもの学習・生活支援担当 042-335-4191
就学援助費	経済的な理由により、教育費の支払いにお困りの小・中学生の保護者に対して、学用品費などの一部を援助しています。申込みは学校又は学務保健課で受け付けております。	教育委員会 学務保健課学務係 042-335-4436
奨学金	高校、高専、特別支援学校の高等部、専修学校、短大、大学へ進学しようとする方やその保護者、または在学中の方を対象に奨学金制度を設けています。なお、対象の要件がありますので、詳しくは担当の係までお問合せください。	教育委員会 教育総務課学校庶務係 042-335-4428
受験生チャレンジ支援 貸付事業	都では、子どもの教育機会を確保するため、中学3年生・高校3年生の受験にかかる塾代・受験料を無利子で貸し付けます。なお、対象の要件がありますので、詳しくは担当の係までお問い合わせください。	地域福祉推進課社会福祉係 042-335-4161
子どもの就学資金	世帯の経済状況により、子どもの就学に関する費用の支援が必要な場合は、国の制度として日本政策金融公庫が行っている「国の教育ローン」、日本学生支援機構奨学金などがあります。	

自分も家族も気軽に参加できる場所はあるかな？



認知症カフェ	市内には認知症の方その家族の方が集える場があります。詳しくは、府中市社会福祉協議会へご相談ください。	府中市社会福祉協議会 権利擁護係 042-336-7055
--------	--	--

家族として、同じような経験をしている人と話したい



府中市若年認知症 介護者の会	介護者同士でボランティアが淹れてくれるお茶を飲みながら介護の悩みや困っていることなどを話しています。気軽にご参加ください。	府中市社会福祉協議会 権利擁護係 042-336-7055
-------------------	---	--

8 行ってみませんか？

介護者 オレンジサロン

認知症の家族を介護されている方、認知症について知りたい方など、どなたでも参加いただけます。オンラインで講師と各会場が繋がります。

日 時：奇数月の第4土曜日 14時～16時
場 所：お問い合わせください
参加費：無料

市ホームページへ→
【問合せ】各地域包括支援センター
(P15へ)



介護者の会「けやき」「此の花」「雲雀」

介護者同士でボランティアを交えて、お茶を飲みながら介護の悩みや困っていることを話合っています。気軽にご参加ください。

「けやき」

日 時：第3木曜日 13時30分～15時30分
場 所：ふれあい会館（府中町 1-30）
参加費：100円

「此の花」

日 時：第2土曜日 13時30分～15時30分
場 所：中央文化センター（府中町 2-25）
参加費：100円

「雲雀」

日 時：第4水曜日 13時30分～15時30分
場 所：「フチュール」（住吉町 1-84）
参加費：100円



※日時・場所の変更の可能性がありますので、お問い合わせください。

【問合せ】府中市社会福祉協議会
権利擁護係
☎ 042-336-7055

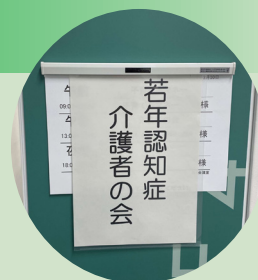


若年性認知症介護者の会「きらきら」

若年性認知症の家族を介護されている方、介護されていた方の集まりです。お茶を飲みながら日ごろの悩みや困っていることを語り合っています。ぜひ、気軽にご参加ください。

日 時：第2金曜日 13時30分～15時30分
場 所：ふれあい会館（府中町 1-30）
参加費：100円

【問合せ】府中市社会福祉協議会
権利擁護係
☎ 042-336-7055



どなたでも

オレンジカフェ

認知症の人やその家族、地域の方や専門職など、誰でも気軽に集える場所です。出入り自由ですので、ぜひお気軽に立ち寄りください。



「しんまちオレンジカフェ」

日 時：第1・3水曜日 13時30分～15時（祝日除く）
場 所：新町文化センター（新町 1-66）
参加費：無料

「栄町オレンジカフェ」

日 時：第1月曜日 13時30分～15時（祝日除く）
場 所：エイジフリーハウス府中栄町（栄町 3-8-1）
参加費：無料

【問合せ】地域包括支援センターしんまち ☎ 042-340-5060

しんまちバザー

地域の手芸の達人が作った小物やお役立ちグッズがありますので、気軽にお立ち寄りください。

手芸好きな人大募集！
一緒に作品を作りませんか？
作品販売と譲渡会の
ボランティア募集中



【問合せ】地域包括支援センター
しんまち
☎ 042-340-5060

日 時：第2・4水曜日 13時30分～15時（祝日除く）
場 所：ふくろう薬局店頭スペース（新町 1-60-5）
※活動場所は変更になる場合があります。荒天時は中止
※活動費確保のため、材料費程度のご寄付をお願いします。

一緒に認知症マフを
作りませんか？



▲認知症マフとは

地域のボランティアの方たちが集まって認知症マフを作って、認知症の方へ届けています。一緒にマフを作るボランティアさんも募集中です！認知症マフが欲しいという方も是非ご連絡ください。



認知症カフェ「ゆずカフェ」

ものの忘れがあっても、つながって安心！

【問合せ】府中市社会福祉協議会
権利擁護係
☎ 042-336-7055

日 時：毎月第2木曜日 14時～16時
場 所：は～もにい
（寿町 1-1 旧府中グリーンプラザ分館 1階）
※飲み物をご注文ください

にしふのにわ

「認知症があっても、障害があっても、不自由さがあっても、のんびりできる庭」

緩やかな繋がりの中で、ちょっと気づいて声を掛け合うようなご近所さん関係の一つの場になれば。

ベンチもありますので、ぜひお寄りください。お手伝いいただける方も募集しています。



【問合せ】地域包括支援センターにしふ
☎ 042-360-1380

9 府中市地域包括支援センター



名称	所在地／電話番号／Fax	担当地区
地域包括支援センター 泉苑	武蔵台1-10 TEL 042-366-0171/Fax 042-362-8460	北山町、西原町、武蔵台
地域包括支援センター よつや苑	四谷3-66 TEL 042-334-8141/Fax 042-334-8154	四谷
地域包括支援センター あさひ苑	朝日町3-17-1 TEL 042-369-0080/Fax 042-365-4683	朝日町、多磨町、紅葉丘、 若松町(3~5丁目)
地域包括支援センター 安立園	晴見町1-11-2 TEL 042-367-0550/Fax 042-367-0560	寿町、幸町、天神町(1・2丁目)、八幡 町、晴見町(1・2丁目)、日吉町、府中 町、緑町、宮西町(1丁目)、宮町
地域包括支援センター おしたて	押立町2-26-23 TEL 042-363-1661/Fax 042-336-1199	押立町、車返団地
地域包括支援センター かたまち	片町2-14-5 TEL 042-336-5831/Fax 042-336-5861	片町、日鋼町、分梅町(1丁目)、本町 宮西町(2~5丁目)、美好町、矢崎町
地域包括支援センター しんまち	新町1-63-24 TEL 042-340-5060/Fax 042-340-5622	栄町、新町、浅間町、天神町(3・4丁 目)、晴見町(3・4丁目)
地域包括支援センター 白糸台	白糸台3-40-6 TEL 042-407-8080/Fax 042-407-8082	小柳町(1・3丁目)、清水が丘(3丁目)、 白糸台(車返団地除く)、若松町(1・2丁 目)
地域包括支援センター にしふ	西府町2-24-6 TEL 042-360-1380/Fax 042-360-1387	東芝町、西府町、日新町、本宿町
地域包括支援センター これまさ	是政2-38-1 TEL 042-314-0451/Fax 042-314-0452	小柳町(2・4~6丁目)、是政 清水が丘(1・2丁目)
地域包括支援センター みなみ町	南町2-24-2 TEL 042-336-1250/Fax 042-336-1259	住吉町、分梅町(2~5丁目)、南町

編集 府中市在宅医療・介護連携会議 認知症部会

発行 府中市福祉保健部高齢者支援課在宅療養推進担当 第3版 令和6年10月発行

【電話】042-335-4106 【FAX】042-335-0090

